

「必ずチェック 最低賃金！使用者も、労働者も」

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

時間額 810 円

（効力発生年月日 平成29年10月1日）

最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されません。

特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く者には北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

厚生労働省北海道労働局 労働基準部 賃金室		011-709-2311（内線 3533）	
・札幌中央 労働基準監督署	011-737-1190	・滝川 労働基準監督署	0125-24-7361
・札幌東 労働基準監督署	011-894-1120	・北見 労働基準監督署	0157-23-7406
・函館 労働基準監督署	0138-23-1276	・室蘭 労働基準監督署	0143-23-6131
江差駐在事務所	0139-52-1028	・釧路 労働基準監督署	0154-42-9711
・小樽 労働基準監督署	0134-33-7651	・名寄 労働基準監督署	01654-2-3186
倶知安支署	0136-22-0206	・留萌 労働基準監督署	0164-42-0463
・岩見沢 労働基準監督署	0126-22-4490	・稚内 労働基準監督署	0162-23-3833
・旭川 労働基準監督署	0166-35-5901	・浦河 労働基準監督署	0146-22-2113
・帯広 労働基準監督署	0155-22-8100	・苫小牧 労働基準監督署	0144-33-7396